

# 中小企業診断士の視点

## 第22回 事業性評価融資と早期経営改善計画作成支援事業



中小企業診断士 杉本 良人  
一社)埼玉県中小企業診断協会

金融機関は、今や、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し（事業性評価）、事業性評価を重視した融資を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求められています。このことは、2017年5月に金融機関を監督する金融庁の金融検査マニュアルが改訂され、そのなかの「中小・零細企業等向け融資への対応」という項目にも表れています。

すなわち、「中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等」において、以下のような検証ポイントが掲げられ、中小・零細企業に対する融資面での手厚い対応が伺えます。

- ・継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。
  - ・ライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた各段階においてきめ細かい支援に取り組んでいるか。
  - ・事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底に取り組んでいるか。
- などです（金融検査マニュアルP41～42）。

中小企業経営者にとって「雨の日に傘を貸さない」と思われていた金融機関が、徐々にではありますが、変わろうとしているのです。金融機関のなかには、ニュースリリース・パンフレット・ホームページなどで自身の事業性評価への取組方針を公表し、事業性評価融資関連商品を出すところもでてきています。

中小企業にとって担保や保証がなくても融資が受けられる可能性が出てきたわけですが、融資を受けるには、中小企業自身が将来にわたって成長していくような特色ある企業となり、そのことを金融機関に示すことが必要です。そのためには、自社の事業計画書や経営改善計画書を作成することが望まれます。

とはいえ、中小企業にとって自社で計画書などを作成することは簡単なことではありません。そこで、「早期経営改善計画策定支援事業制度」の活用をおすすめします。

多くの金融機関や一部の中小企業診断士が経済産業大臣によって認定されている「経営革新等支援機関」という機関が全国各地に存在しています。この制度は、「経営革新等支援機関」である専門家に経営改善計画書の作成を支援してもらうものです。

中小企業事業者が依頼した「経営革新等支援機関」と連名で、商工会議所などが運営する「経営改善支援センター」（各都道府県に1カ所ずつあります）に対して、この制度の利用を申請します。

中小企業事業者は、作成した経営改善計画書を金融機関に提出した後、同じく連名で「経営改善支援センター」に費用支払申請をすると、「経営改善支援センター」は「経営革新等支援機関」への支払費用の一部を負担してくれます。

### 【問い合わせ先】

埼玉県中小企業診断協会

ホームページ：<http://sai-smeca.com/>

電話：048-762-3350

Eメール：[rmcsai@nifty.com](mailto:rmcsai@nifty.com)